

郡山市特定環境保全公共下水道接続補助金交付要綱

平成29年4月1日制定

令和3年3月25日一部改正

令和7年4月1日一部改正

〔上下水道局営業課〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、湖南地区特定環境保全公共下水道事業で整備した区域において、高齢者世帯の下水道接続の促進を図るとともに、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に寄与することを目的として、住宅の排水設備の整備を行う高齢者世帯に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、郡山市上下水道局補助金等交付規程（平成29年郡山市上下水道局規程第14号）において例によることとする郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 特定環境保全公共下水道 公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもののうち、計画排水人口がおおむね1,000人以上10,000人以下であるもの、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条に規定する自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの、公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるものにあつては、計画排水人口の密度が原則として1ヘクタール当たり40人以上となるもの、水質保全上特に必要な地区においては、おおむね1,000人未満でかつ原則として農業振興地域以外の地区において施行されるものをいう。
- (3) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の配水管及びこれに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (4) 住宅 補助金の交付を受けようとする者が公共下水道の供用開始区域内において、自ら現に居住し、又は居住することとしている家屋（店舗等を併設した住宅にあつては、店舗等の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、本市に住所を有する65歳以上の者で構成されている世帯のうち、当該世帯全員の市県民税が非課税又は均等割のみとなる世帯の者で、かつ、湖南地区特定環境保全公共下水道事業の整備区域内において、住宅のくみ取り便所又は浄化槽から公共下水道への接続を自らの負担で工事する者とする。

2 郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 郡山市税等の滞納者及び下水道受益者負担金又は分担金の滞納がある者
- (2) 住宅又は住宅の有する土地を借りている者で、所有者の承諾を得ていない者
- (3) その他管理者が補助金を交付することが適当でないと認める者

(補助の対象となる工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、くみ取り便所又は浄化槽を廃止して公共下水道へ接続するものであって、管理者が指定した郡山市下水道工事指定店が施工する工事とする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、郡山市下水道条例施行規程（平成29年郡山市上下水道局規程第15号。以下「施行規程」という。）第5条で規定する排水設備確認申請書で確認された排水設備工事費のうち10分の2とし、200,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出された額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 特定環境保全公共下水道接続補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 特定環境保全公共下水道接続補助金収支予算書（第2号様式）
- (3) 特定環境保全公共下水道接続工事見積書（第3号様式）
- (4) 郡山市税等の納付確認に係る同意書（第4号様式）
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 管理者は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、速やかに、これを審査し、その適否を決定し、規則第7条に規定する通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 排水設備の適正な維持管理を行うこと。
- (3) 管理者が必要に応じて行う現地調査に協力すること。
- (4) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(内容変更の手続きに必要な書類)

第9条 規則第9条第1項の必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 第6条の規定により提出した書類のうち変更があった書類
- (2) その他管理者が必要と認める書類

(工事完了届)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、公共下水道への接続工事が完了したときは、郡山市下水道条例（昭和45年郡山市条例第34号。以下「条例」という。）第8条の完了検査で合格した日から5日以内に特定環境保全公共下水道接続工事完了届（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 管理者は、前条の規定による完了検査が終了し、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第12条 補助決定者は、事業が完了したときは、次の各号に定める書類を速やかに管理者に提出しなければならない。

- (1) 特定環境保全公共下水道接続補助金実績報告書（第6号様式）
 - (2) 特定環境保全公共下水道接続補助金収支決算書（第7号様式）
 - (3) 工事に係る領収書の写し
 - (4) その他管理者が必要と認めて指示する書類
- (補助金交付の額の確定及び通知)

第13条 管理者は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助決定者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(補助金交付の取消し)

第14条 管理者は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付を受けた目的以外の他の目的に使用したとき。
- (3) その他規則又はこの要綱に違反したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

住所
申請者
氏名
電話

特定環境保全公共下水道接続補助金交付申請書

次のとおり、公共下水道へ接続したいので、補助金を交付してくださるよう申請します。

施 工 場 所					
総 事 業 費	工 事 名	数 量		金 額	
	公 共 下 水 道 接 続 工 事	式		円	
	浄 化 槽 等 撤 去 工 事	式		円	
	合 計			円	
補 助 金 交 付 申 請 額					
着 手 、 完 了 予 定 日		着手		完了	
工 事 業 者 名					
排 水 設 備 確 認 番 号					
建 築 物 の 所 有 者 及 び 所 有 者 の 同 意 の 有 無		所有者 氏 名		同意の 有 無	☐ 有 ☐ 無
添 付 書 類		☐ 工事場所の案内図 ☐ 工事の図面 ☐ 特定環境保全公共下水道接続補助金収支予算書 （第 2 号様式） ☐ 特定環境保全公共下水道接続工事見積書 （第 3 号様式） ☐ 郡山市税等の納付確認に係る同意書（第 4 号様式） ☐ その他管理者が必要と認めて指示する書類			
摘 要		☐ 市税等完納済			

第2号様式（第6条関係）

特定環境保全公共下水道接続補助金収支予算書

1 收入

(単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要
合 計		

2 支 出

[illegible]

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏 名

第3号様式（第6条関係）

施工業者

特定環境保全公共下水道接続工事見積書

[illegible]

同意書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

住所又は
申請者 所在地 _____
(フリガナ)
氏 名 _____

生年月日 _____

電話番号 _____

私は、郡山市特定環境保全公共下水道接続補助金の交付申請に伴い、当該申請に係る審査の担当課が住民票を閲覧すること及び郡山市の次の税目について、納付状況(税目・税額・申告の有無等)の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税

第 5 号様式（第10条関係）

特定環境保全公共下水道接続工事完了届	
年 月 日	
郡山市上下水道事業管理者	
住所	
申請者	
氏名	
電話	
年 月 日付け 第 号による補助金交付決定のあつた下水道接続工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。	
施 工 場 所	郡山市
施 工 完 了 日	年 月 日
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
排 水 設 備 確 認 番 号	
検 査 完 了 日	年 月 日

第 6 号様式（第12条関係）

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

住所
申請者
氏名
電話

特定環境保全公共下水道接続補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号による補助金等交付決定通知に係る補助事業等が完了したので、その成果を次のとおり報告します。

施 工 場 所					
	工 事 名	数 量		金 額	
計 画 額	公 共 下 水 道 接 続 工 事	式		円	
	浄 化 槽 等 撤 去 工 事	式		円	
	合 計			円	
確 定 額	公 共 下 水 道 接 続 工 事	式		円	
	浄 化 槽 等 撤 去 工 事	式		円	
	合 計			円	
補 助 金 等 の 額		既に通知を受けている額	円	確 定 見積額	円
着 手 、 完 了 日		着 手		完 了	
工 事 業 者 名					
補 助 事 業 等 の 成 果					
添 付 書 類		☐ 特定環境保全公共下水道接続補助金収支決算書（第 7 号様式） ☐ 工事に係る領収書（写し）			

第7号様式（第12条関係）

特定環境保全公共下水道接続補助金収支決算書

1 收入

(単位：円)

項 目	決 算 額	摘 要
合 計		

2 支出

[illegible]

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏 名